

---

# WTOの停滞と日本の対応

荒木 一郎

Araki Ichiro

---

## はじめに

筆者は本誌2011年5月号において「多角的貿易体制は維持できるか」と題する論稿を発表した。その後、周知のとおり世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制はさらに深刻な危機に瀕している。本稿は、WTOの交渉および紛争解決手続が停滞している現状について解説するとともに、その打開策と日本の対応について考えようとするものである。

## 1 WTO停滞の現状とその理由

### (1) WTOの現状

以前の論稿において筆者が述べたのは、米国のウィルソン大統領の平和原則14箇条（1918年）などに淵源を有し、特に1930年代の保護主義・近隣窮乏化政策が国際関係の破綻をもたらしたことへの反省から米国主導で作られた多角的貿易体制は、「埋め込まれた自由主義」（embedded liberalism）の下で有効に機能してきたが、成功裏に終了した新多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）の結果作られたWTOの下では、紛争解決システムこそ有効に機能しているものの、肝心の貿易自由化の交渉が進んでいないということであった。筆者は、WTOの交渉停滞・機能不全の原因として、コンセンサス方式の延長としての一括受諾方式（single undertaking）の呪縛があることを指摘した<sup>(1)</sup>。紛争解決手続の効率性と交渉の非効率性の対照的展開がこのまま続けば、結局、WTOの破綻をもたらすのではないかという悲観的予測<sup>(2)</sup>に対しては、紛争解決手続に対する各国の不満が制御不能な水準にまで達しているとは思われないと述べたが、後に述べるようにこの点については、米国の強烈な不満が上級委員会委員の選任手続拒否というかたちで上級委員会の機能不全をもたらしている現状においては、若干修正が必要となっている。

WTOの正統性が以前にも増して問われるようになり、多角的貿易体制は存亡の危機を迎えているというのが現状であろう。米国がWTOの手続きの外で中国に対して1974年通商法301条に基づく制裁関税を発動し、中国がこれに対してこちらもWTOの枠外で報復関税を課するという状況の下では、国際通商体制は「法の支配」から「一方主義」へと移行（逆行？）しつつあるとの指摘もある<sup>(3)</sup>。

### (2) 何が変わったか

数年前と現在とで何が違ってきているかという点、最大の違いは米国の多角的貿易体制へ

のコミットメントの弱まりである。表面的には米国と中国の貿易紛争がWTOの正統性の危機をもたらしているように見えるが、これは筆者の論稿が掲載されたのと同じ号の本誌巻頭エッセイで行天豊雄氏が「覇権をめぐる米中の対立は決して消えることはない。それが歴史的な『文明の衝突』に発展するリスクも決して否定できない。21世紀が波乱の世紀になることは確実である」<sup>(4)</sup>と述べているように、ある意味で危機は予見可能であった。当時予見できなかったのは、フランクリン・ルーズベルト大統領以来連綿と続いてきた多角的貿易体制へのコミットメントを根底から覆すかのような動きをみせる指導者が米国に登場したことである。トランプ大統領はWTOからの脱退まで示唆するようになっている<sup>(5)</sup>。

なぜこのようなことになってしまったのだろうか。アゼベドWTO事務局長が最近のスピーチで述べているように、問題の根本原因は世界経済が2008年のリーマン・ショックから完全には回復できていないことと、いわゆる「第4次産業革命」によってこれまで貿易自由化を支持していた中間層の雇用が失われていることにある<sup>(6)</sup>。ここからもたらされる不安や不満が貿易の自由化によって職を奪われるという恐怖につながり、それを政治的に利用する指導者が現われたということであろう。しかし、次に述べるとおり、米国のWTOに対する不信感（特に紛争解決手続について）は、トランプ政権で顕在化したものの、最近になって突然現われた現象ではない。

## 2 米国の立場

WTOの現状に対し、最も強烈に不満を表明しているのが米国である以上、まずその立場を確認しておくことが重要であろう。ロス商務長官は、ある講演でWTOの下での最恵国待遇原則と関税譲許が多くの国に「ただ乗り」を許す結果となっており、その点が米国に不利益をもたらしていると述べているが<sup>(7)</sup>、これは「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極」(WTO協定前文)を結ぶことが各国の利益につながるという発想を根本から否定する考え方で、これが米国の交渉の指導原理となっているとは考えがたい<sup>(8)</sup>。

ここではWTO交渉に直接の責任を有する米国通商代表部(USTR)の立場を確認しておくことのほうが有益である。そのためにはデニス・シェーUSTR次席代表(駐ジュネーブWTO大使)が2018年10月に戦略国際問題研究所(CSIS)で行なった対談<sup>(9)</sup>が参考になる。このなかでシェー大使はおおむね次のように述べている。

「米国はWTOの交渉が長年停滞していることに不満を有しているが、現状改善のための提案も行なっている。米国にとって重要なのは、①通報の改善による透明性の強化、②開発途上国の分類の細分化、③非市場経済国に対するルールの強化である。

WTO改革に関し、カナダと欧州連合(EU)から提案がなされている(後述)。米国としてはこれらの中庸(middle-of-the-road)をめざす案では不十分だと考えるが、そのなかには透明性強化など米国として同意できる点もある。

問題は紛争解決システムである。USTRの報告書<sup>(10)</sup>に詳しく論じられているとおり、上級委員会には大きな問題がある。①WTO協定の紛争解決了解(DSU)が、『加盟国は、同制度

(紛争解決制度)が対象協定に基づく加盟国の……権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない』<sup>(11)</sup>としているにもかかわらず、上級委員会は協定の内容を変更する解釈を打ち出している。②上級委員会は当該紛争の解決のためには不必要なWTO協定の解釈論を、勧告的意見 (advisory opinion)<sup>(12)</sup>として展開している。③『(紛争当事国の)上級委員会への申立ては、小委員会 (パネル) の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される』<sup>(13)</sup>とされているにもかかわらず、上級委員会は実際にはパネルの事実認定を覆したり、国内法の解釈 (国際法上は事実認定の問題とされる) に立ち入ったりしている。④『紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を正式に通報した日から上級委員会がその報告を送付する日までの期間は、……いかなる場合にも、90日を超えてはならない』とされているにもかかわらず、2014年の半ば頃から、この期限が遵守されていない。⑤(WTO加盟国ではなく)上級委員会が策定した検討手続において、退任した委員が引き続き事件を担当することを許容している (いわゆる規則15の問題)。⑥上級委員会が自らの先例を絶対視し、『説得力のある理由』(cogent reasons)がない限り、先例に拘束されるとしていることである<sup>(14)</sup>。

これらの問題が解決されない限り、米国としては上級委員会の新たな委員の選任手続開始に同意することはできない。このままでは2019年末に米国人、インド人の委員が退任することで上級委員会の機能が停止することはわかっているが、それもやむをえない。米国としては特別なことを要求しているわけではない。上に指摘したような問題点はすべてWTOが発足してからの展開であって、ウルグアイ・ラウンドの交渉当時には想定されていなかった。1994年の交渉で決まった内容に戻してくれと言っているだけである<sup>(15)</sup>。

紛争解決以外の点においては、米国はWTOルールの改善に向けて積極的な提案を行なっている。電子商取引やデジタル貿易については複数国間でルール作りの議論を行なっている。インドや南アフリカはWTOで長年維持されてきた電子商取引に対する関税賦課モラトリアムを見直すべきだとしているが、このような時代に逆行する提案を何とかしなければならぬ。農業問題についても交渉に参加しているし、貿易円滑化協定の実施にも取り組んでいる。『貿易の技術的障害に関する協定』(TBT協定)の実施や加盟交渉にも積極的に関与しているし、米国のWTOへの取り組みは続いている。漁業補助金の問題は2019年までに解決すべきだし、2020年に開催されるWTOのアスタナ閣僚会合(MC12)まで若干の余裕(grace period)があるので、何とかできると考えている。」

CSISの対談で明かされたシェー大使の考え方はおおむね上記のようなものであった。米国が上級委員会のあり方について強い異議を唱えていることがわかる。この問題は、かなり以前からくすぶっていたが、それが顕在化したのはトランプ政権登場より前の2016年5月に米国が従来の慣例を破って韓国選出の張勝和委員チャンスンファの再任を拒否したことからである。この事件の顛末とその政策的含意については伊藤一頼氏の論文に詳しく紹介されている<sup>(16)</sup>。

なお、CSISの対談でも一部触れられていたが、WTOの紛争解決の将来にさらに暗雲を漂わせているのは、米国が1962年通商拡大法232条に基づく貿易制限措置を関税及び貿易に関する一般協定(GATT)第21条に基づいて正当化していることである。GATT第21条は安全保

障例外条項であり、第20条の一般例外条項と異なって、条文上は例外該当性を主張する国が自らの判断で発動できる（self-judging）規定であるようにも読めるため、濫用の危険性が指摘されている。それゆえにこれまでGATT締約国・WTO加盟国は一般にGATT第21条の援用には慎重で、紛争解決手続に訴えることも基本的には控えてきたのであるが、2014年のウクライナ危機に関連してロシアがとった貿易制限措置をめぐる紛争（DS512事件）<sup>(17)</sup>が皮切りとなり、いくつかの事件ですでに安全保障例外に絡み、紛争処理（パネル）手続が開始されている。通商拡大法232条についてもEU、カナダ、メキシコ、中国、インド等9カ国が米国に正式に協議要請をしており、これについては米国が安全保障案件は紛争解決になじまない（non-justiciable）という態度をとっているため、ひと波乱が予想される<sup>(18)</sup>。

### 3 カナダの立場

上記のような問題状況を踏まえ、WTOの改革・現代化についての議論を進めようという機運が高まっている。2018年6月の主要7カ国（G7）シャルルボワ・サミット首脳コミュニケにおいて「われわれはWTOを現代化し、可能な限り早期に、より公正にすることにコミットする」<sup>(19)</sup>とされ、2018年9月の20カ国・地域（G20）貿易・投資大臣会合閣僚声明においても、「われわれは、国際貿易における最近の出来事ならびに現在および将来の課題に対処できるようWTOを改善する方策について議論する緊急の必要性があることを認識し……」<sup>(20)</sup>と述べられている。

なかでも、WTO改革・現代化問題に最も熱心に取り組んでいるのがカナダである。カナダは2018年10月24—25日、WTO改革に関する閣僚会合を開催した。参加したのは主催国カナダのほか、オーストラリア、ブラジル、チリ、EU、日本、ケニア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイスの計13カ国・地域であった。米国と中国は招待されなかったが、米国が会合前にカナダから説明を受けたことをシェー大使は明らかにしている。

会合終了後、次のような内容の共同声明が公表された<sup>(21)</sup>。

「われわれはルールに基づく多角的貿易体制への明確かつ強固な支持を再確認し、WTOが貿易を円滑化し、紛争解決制度を擁護するための不可欠の役割を果たしていることを強調する。多角的貿易体制は（分配が常に平等ではなかったとはいえ）世界の富を増大させ、雇用を創出した。最近の保護主義の顕在化を深く懸念する。貿易における緊張の高まりは国際貿易情勢の大きな変化とつながっている。交渉によって成果を出すことが困難であることも認識する。前例のない課題への対処および信頼回復に向け、迅速かつ一致して行動する（resolve for rapid and concerted action）との決意を共有する。このため、緊急に検討を要する3分野を特定した。

第1に、紛争解決システムがWTOの中心的要素であることを強調する。上級委員会の空席の継続がWTO体制全体の脅威となることを深く懸念する。委員の任命手続が再開できるよう紛争解決システムの機能についての懸念を解決するための作業を開始する用意がある。紛争解決制度を擁護し、強化するアイデアを出していくための事務レベルでの議論を継続する。

第2に、WTOの交渉機能を再活性化しなければならない。このため、プエノスアイレス閣僚会合（MC11）で合意されたとおり、漁業補助金に関する交渉を2019年までに完結させる必要がある。WTOのルールは、持続可能な開発目標（SDGs）といった21世紀の現実を反映させたも

のに更新する必要がある。現代の貿易課題に対処するとともに継続中で未了の課題を解決するためには、柔軟で開かれたアプローチが必要である。補助金その他の手段により市場が歪曲されていることに対処する必要性を認識する。開発はわれわれの取り組みの不可欠の一部を成す。交渉機能を再活性化させるための具体的なオプションを事務レベルで検討していく。

第3に、WTO加盟国の通商政策監視機能と透明性を強化すべきである。通報義務に関するWTO加盟国の履行状況を懸念している。具体的なアイデアを推進すべく事務レベルで取り組んでいく。

われわれはすべての国にとって利益となり、完全に機能するWTOを目指さなければならない。そのためには継続的で意味のある政治レベルでの関与およびWTO加盟国間の対話が必要である。WTOの現状は持続可能ではない。改革のための決意には行動が伴わなければならない。2019年1月に再度会合する際に進捗状況を点検する。」

このような少数国会合が行なわれていることは、かつて1980年代半ばにウルグアイ・ラウンドの準備交渉が停滞していた際に大国以外の国が集まって現状打開を試みたエピソードを想起させる（例えばスイスとコロンビアが主導して開催した会合は、牛乳とコーヒーの連想から「カフェオレ・グループ」と呼ばれたりしていた）。その意味では希望をもたせる動きであるが、上述のように米国がやや冷淡であることとあえて中国を排除している点で、一定の限界があるかもしれない。

#### 4 EUの立場

EUもWTO改革・現代化のための提案を公表している<sup>(22)</sup>。これは2018年6月の欧州理事会からの指示を受け、欧州議会や欧州理事会、他のWTO加盟国の議論の基礎となる資料として作られたコンセプトペーパーである。提案は、ルール形成、通常業務と透明性（履行監視機能の強化）、紛争解決の3部構成となっている。

ルール形成に関しては、①バランスを是正し、水平な競技場を目指すルール形成として、国有企業に対するものも含む補助金規律の強化を提案し、②強制技術移転を含むサービス・投資への障壁に対する新たなルール構築として、強制技術移転やデジタル貿易に関する新たな規律を提案し、③国際社会の持続可能な目標への取り組みとしてSDGsの目標の達成に資する貿易政策について提言している。また、開発における柔軟性に関する新たなアプローチとして、①WTO加盟国が「特別かつ差異のある待遇」(S&D)から卒業することを奨励するとともに、②今後作成される協定におけるS&Dと、③現存の協定におけるS&Dのあり方について提案している。さらに、WTOルール形成の手続き面での強化に対する提案としては、①多数国間交渉を引き続き支持するとともに、②必要に応じて複数国間交渉（プルリ）のあり方を提言し、③事務局機能を強化し、④閣僚および高級幹部の関与のあり方を見直すことを提言している。

通常業務と透明性に関しては、①通報に関する改善を図り、②市場アクセスに関する問題解決に向けて委員会の活動を改善し、③会合のあり方（WTOルールブック）を改善し、④不活発な委員会を整理統合することを提言している。

紛争解決に関しては、米国が上級委員会の委員の選任手続を開始することに同意していない現状を踏まえ、第1段階として、90日以内での報告書発出や規則15<sup>(23)</sup>の問題、紛争解決に不要な判断、国内法の解釈、先例の扱いについて米国の懸念に対応できるような改善策を提案している。他方、上級委員会の委員の独立性を保つため、委員の任期を6—8年とする一方で再任を認めないとしている<sup>(24)</sup>。そのうえで、第2段階として、上級委員会によるWTO協定(とりわけ通商救済措置に関するもの)の解釈・適用といった、より実質にかかわる改革について議論を行ない、必要な協定の修正やWTO協定第9条2に基づく閣僚会議・一般理事会の有権的解釈の問題について議論するとしている。

紛争解決に関しては、米国の懸念に応えつつ、WTOの司法化の実質をも確保しようとしているところが米国から「中庸」をめざすものだと批判されるゆえんであろうが、ルール面では、シェー大使が指摘するとおり、米国と問題意識を共有している部分も多い。このため、次にみるように、特定の事案については三極共同提案というようなことがみられるようになっている。2011年の拙稿では、日米欧加の四極を中心とする意思決定方式は最早受け入れられなくなっていると述べたが、WTOの危機をきっかけとして三極の協力体制が復活したことは興味深い。上述のようにカナダも積極的に動いていることからすると、このような動きは四極協調と言えなくもない。

## 5 日米欧三極の立場

WTO改革・現代化については、日本と米国、EUとの間において共通の問題関心の下で協同行動をとろうとする動きがみられる。2018年9月25日に行なわれた三極貿易大臣会合の後に出された共同声明は次のような構成となっている<sup>(25)</sup>。

### 第三国による非市場志向の政策と措置についての懸念に係る声明 (略)

#### 産業補助金と国有企業についての声明 (一部略)

三極のパートナーは、どのように透明性向上と通報を怠るコストを高め、補助金の情報を取得する能力を強化することができるかについて、引き続き検討を行うこととした。三閣僚はまた、既存のWTO規律の有効性を維持するため、協調を継続することへのコミットメントを確認した。

こうした前提の下で、三閣僚は、三極での議論を加速させることに合意するとともに、より効果的な補助金規律に係る交渉をその後速やかに開始することに向けた各々の国内の必要な諸手続きを2018年末までに前進させる意思を表明した。三閣僚は、主要な貿易相手国が将来の交渉に参加することの必要性を強調した。

### 第三国の強制技術移転政策及び措置に係る懸念についての声明 (略)

#### WTO改革の議論についての声明

三閣僚は、WTO改革の必要性について共通の見解を共有し、その監視・調査機能について、その第一歩として、次回のWTO物品理事会において検討される透明性と通報についての共同提案を行うことに合意した。

また、通常委員会の活動強化の促進に合意するとともに、委員会間におけるベスト・プラクティスの促進と効率の向上に焦点を当てた三ヶ国による共同提案の可能性について議論することを

事務方に指示した。

途上国地位の自己宣言と相まった、過度に広範な途上国の分類が、WTOが持つ新たな貿易拡大的な合意に向けた交渉能力を制限し、その合意の効果を阻害している。三閣僚は、現在の交渉及び将来の交渉において、途上国地位を主張する先進的なWTO加盟国が、現在継続する及び将来のWTO交渉において、完全な約束を引き受けることを呼び掛けた。

デジタル貿易と電子商取引についての声明（略）

その他の分野における協力についての声明（略）

これを受けて、2018年11月の物品理事会には、透明性と通報に関するアルゼンチン、コスタリカ、EU、日本、米国の共同提案が提出された<sup>(26)</sup>。

## 6 中国の立場

中国はWTO改革・現代化についてどのような立場をとっているのだろうか。『環球時報』の英文版である*Global Times*には、中国商務部報道官の談話として、多角的貿易体制は時代に合わせて変化していくことが期待されており、中国としては必要なWTOの改革は支持するとの発言が報じられている<sup>(27)</sup>。ただ、それに続けて、改革にあたっては最恵国待遇、関税引き下げ、透明性、S&D、自由化の方向性といった原則は守られるべきであり、開発途上国からの合理的な要求を考慮しなければならないとも述べられていて、中国としては表立って改革には反対できないが、開発途上国としての立場は守りたいとの意思がみてとれる。これは米国などが求めている開発途上国の細分化（豊かになった途上国はS&Dから卒業すべきだとする考え方）とは相容れない。米国、カナダ、EU、日米欧三極などの提案が中国を念頭に置いて非市場経済の問題や国有企業に対する補助金の問題を扱おうとしていることは中国も十分承知しており、今のところそれに正面から応じるつもりはないということであろう。

### おわりに

ラミー前WTO事務局長は、『ワシントンポスト』紙での論説で、米国の保護主義によってWTOにおける危機感が高まり、それがWTOの改革につながるならよいことだと評価したうえで、米国がWTOにとどまらないという事態も想定したプランBも考えておくべきだとしている<sup>(28)</sup>。いずれにせよ、長年停滞状態にあったWTOの交渉は、米国の保護主義、一方主義、上級委員会への敵対姿勢などのショックで活況を呈し始めたようである。

日本は、すでにみたように米国やEUと協調してWTOの改革・現代化に向けての議論に積極的に参加している。この取り組みを続けることでWTOの改革が順調に進むのであればそれに越したことはない。

しかしながら、WTOの改革、特に紛争解決システムの改革については、先進国の間でも意見が分かれている。これまでのGATT/WTOであれば米欧の協調で最後はまとまることになったはずであるが、多角的貿易体制へのコミットメントが弱まっている米国と、本音では紛争解決手続の司法化を温存しておきたいEUとの間の隔たりは大きい。開発途上国の分類の細分化や卒業の問題は、過去に何度も議論が試みられながら、結局は開発途上国側の反発では

とんど合意ができなかった。国有企業の問題や電子商取引の問題は、中国以外の国の間では交渉がまとまるかもしれないが、その結果を中国がすんなり受け入れるという保証はない。そうすると、WTOの改革・現代化についても、各国とも総論賛成・各論反対で結局交渉が進まない可能性は十分にある。

こういう難しい状況のなかにあって、日本としては米国、EU、カナダとの間では十分に意見交換ができており、カナダ主催少数国会合や三極貿易大臣会合の場において大きな役割を果たしてきたと言える。今後はこれをどうしたらWTO加盟164カ国のコンセンサスにまでもっていけるのかが課題である。デジタル貿易といった新しい課題についてのコンセンサス作りには、中富道隆氏が提唱しているように<sup>(29)</sup>、G20のようなWTOの外の制度を活用することも一案かもしれない。

[付記] 本稿執筆に当たっては、2018年11月に青山学院大学で行なわれたWTOフォーラムでの議論が大いに参考になったことを記しておきたい。フォーラム代表の山浦広海氏と参加者の皆様に厚く御礼申し上げる次第である。

- (1) 荒木 (2011)。
- (2) Barfield (2001)。
- (3) 川瀬 (2018)。
- (4) 行天 (2011)。
- (5) その例として、Bloomberg社のインタビューがよく引かれる。「トランプ大統領がWTO脱退を警告——米国への対応悪ければ」、Bloomberg、2018年8月31日〈<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2018-08-30/PEAL1B6K50YG01>〉。
- (6) Roberto Azevêdo, “We must turn the crisis of multilateralism into an opportunity to strengthen it,” November 16, 2018 〈[https://www.wto.org/english/news\\_e/spra\\_e/spra246\\_e.htm](https://www.wto.org/english/news_e/spra_e/spra246_e.htm)〉。
- (7) The National Press Club, “NPC Headliners Luncheon with Secretary of Commerce Wilbur Ross,” May 14, 2018 〈<https://www.press.org/events/npc-headliners-luncheon-secretary-commerce-wilbur-ross>〉。
- (8) 米国の多角的貿易体制に対するコミットメントの弱まりを示す象徴的エピソードとは言える。
- (9) CSIS, “The WTO: Looking Forward,” October 12, 2018 〈<https://www.csis.org/events/wto-looking-forward>〉。
- (10) USTR, “The President’s 2018 Trade Policy Agenda” 〈<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/reports-and-publications/2018/2018-trade-policy-agenda-and-2017>〉, pp. 22–28.
- (11) DSU第3条2 〈[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto\\_agreements/marrakech/html/wto17.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto17.html)〉。
- (12) 国際司法裁判所 (ICJ) などの勧告的意見は、国連総会などからの公式の要請を受けて出されるものであるが、ここで米国が「勧告的意見」と呼んでいるのは、上級委員会が自発的に展開する、当該事件解決に直接不必要な一般的解釈論というほどの意味である。傍論 (dicta) と呼ぶこともある。
- (13) DSU第17条6 〈[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto\\_agreements/marrakech/html/wto17.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto17.html)〉。
- (14) 先例拘束性の問題の詳細については、玉田 (2018) 参照。
- (15) ここから、米国がWTOの「司法化」に懸念を有していることがわかる。この点については、2011年の拙稿で次のように述べたことがそのまま当てはまる。『司法化』にカギカッコを付けているのは、WTO協定中には紛争解決手続を裁判類似の制度とするという規定は見当たらないからである。少なくともウルグアイ・ラウンドの交渉者の主観的意図としては、強力な裁判所組織を作るつもりはなかったし、裁判を連想させるような文言は慎重に排除されている。『上訴裁判所』と言わず、『上級委員会』(Appellate Body) というような文言を用いていることが典型的である。しかし、そ



の後の実務は交渉者の意図とはかけ離れ、きわめて裁判に近い運用がされるようになった」。

- (16) 伊藤 (2018)。
- (17) WTO, Dispute Settlement, “Russia – Measures Concerning Traffic in Transit (WT/DS512). 2017年6月パネル構成、2019年1月中間報告予定。
- (18) 筆者はDS512事件のパネリストを務めているため、DSU第14条(秘密性)の義務を遵守する必要があり、この問題についてはこれ以上立ち入ることはしない。
- (19) 「シャルルボワG7サミットコミュニケ」パラ4 <<https://g7.gc.ca/en/official-documents/charlevoix-g7-summit-communique/>>。
- (20) 「G20貿易・投資大臣会合閣僚声明」パラ11 <[https://g20.org/sites/default/files/trade\\_and\\_investment\\_-\\_ministerial\\_statement.pdf](https://g20.org/sites/default/files/trade_and_investment_-_ministerial_statement.pdf)>。「G20ブエノスアイレス首脳宣言」パラ27も同旨。
- (21) Joint Communiqué of the Ottawa Ministerial on WTO Reform <<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2018/10/joint-communique-of-the-ottawa-ministerial-on-wto-reform.html>>。
- (22) European Commission, “European Commission presents comprehensive approach for the modernization of the World Trade Organization,” September 18, 2018 <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-18-5786\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-5786_en.htm)>。
- (23) 前述した第2節の米国の不満のうち、⑤として示した問題のことである(17ページ参照)。
- (24) この点については、米国は反対している(シェー大使)。上級委員会の政治的独立性については、伊藤(2018)も参照。
- (25) 引用は経済産業省仮訳による。原文(仮訳)は経済産業省ホームページ <<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180925004/20180925004-1.pdf>> 参照。英文はUSTRホームページ <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/joint-statement-trilateral>> 参照。
- (26) WTO, General Council, Council for Trade in Goods, “Procedures to Enhance Transparency and Strengthen Notification Requirements Under WTO Agreements,” November 1, 2018 (JOB/GC/204, JOB/CTG/14)。
- (27) “China supports WTO reform: MOFCOM,” *Global Times*, September 27, 2018.
- (28) Pascal Lamy, “Trump’s protectionism just might just save the WTO,” *Washington Post*, November 12, 2018.
- (29) Nakatomi (2018)。

#### ■参考文献

- 荒木一郎(2011)「多角的貿易体制は維持できるか——WTOの現状と課題」『国際問題』601号(5月)、23–33ページ。
- 伊藤一頼(2018)「WTO上級委員再任拒否問題を再考する——張勝和委員再任問題を契機として」『日本国際経済法学会年報』第27号、97–115ページ。
- 川瀬剛志(2018)「米中のエゴによる暴挙でWTOが著しく弱体化」『週刊東洋経済』2018年8月4日号、53ページ。
- 行天豊雄(2011)「グローバル・ガバナンスの再構築」『国際問題』601号、1–3ページ。
- 玉田大(2018)「WTO紛争解決手続における先例拘束原則」『日本国際経済法学会年報』第27号、116–137ページ。
- Barfield, Claude E. (2001) *Free Trade, Sovereignty, Democracy: The Future of the World Trade Organization*, The AEI Press.
- Nakatomi, Michitaka (2018) “The G20’s Potential Role in Fighting Against Protectionism and Advancing WTO Reforms,” in International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD), *How the G20 Can Help Sustainably Reshape the Global Trading System: A Compilation of Analysis*.

あらき・いちろう 横浜国立大学教授  
araki@ynu.ac.jp